

令和6年

足立区選挙管理委員会
第17回定例会会議要録

- 1) 開会年月日 令和6年9月2日(月)
- 2) 会議時間 午前10時00分～午前10時48分
- 3) 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
- 4) 出席委員
- | | |
|-----------|---------|
| 委 員 長 | 芦 川 武 雄 |
| 職 務 代 理 者 | 針 谷 幹 夫 |
| 委 員 | 新 井 英 生 |
| 委 員 | 古 野 香 織 |
- 5) 事務局職員
- | | |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 鳥 山 高 章 |
| 管 理 係 長 | 久 保 文 雅 |
| 選 挙 係 長 | 松 田 直 剛 |
| システム標準化 | |
| 担 当 係 長 | 高 城 直 人 |
| 管 理 係 主 査 | 下 山 洋 史 |
| 選 挙 係 主 査 | 齋 藤 雅 大 |
- 6) 傍 聴 者 1名

7) 会議要録

委員長 ただいまから第17回足立区選挙管理委員会定例会を開会します。
 まず初めに第38号議案『選挙人名簿登録者の抹消および令和6年9月定
 時登録について』を事務局から説明願います。

事務局長 第38号議案『選挙人名簿登録者の抹消および令和6年9月定時登録に
 ついて』説明。

委員長 このことについて何か質問はありますか。

針谷委員 内容ではなく議案名の標記方法について質問なのですが、第38号議案の
 選挙人名簿では抹消が先に来ている、次の在外選挙人名簿については後に抹
 消が来ているのは、何か法令等で決まっているのですか。それか、慣例でし
 ょうか。

管理係主査 議案作成の際には、過去の議案を参考に同じ形式で作成いたしました。

針谷委員 慣例であれば、議題については、抹消を先に合わせるなど統一して作成し
 ても良いのではないかと思います。

事務局長 公選法などで決まりはないかと思いますが、確認をさせていただきます。

針谷委員 一般区民の方が見た時に、題名が逆になっているのはなぜなのか疑問に思
 われる方がいるかもしれません。問われた時に説明しなければいけないの
 でお願いします。

委員長 それでは第38号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は
 挙手をお願いいたします。

全 委 員 (全員挙手)

委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。続きまして、第
 39号議案『在外選挙人名簿の登録及び抹消について』を事務局から説明
 願います。

事務局長 第39号議案『在外選挙人名簿の登録及び抹消について』説明。

委員長 このことについて何か質問はありますか。

各委員 無し。

委員長 それでは第39号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は
挙手をお願いいたします。

全 委 員 (全員挙手)

委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。続きまして、報
告第27号『会議等の日程について』を事務局から説明願います。

管理係長 報告第27号について説明。

委員長 『会議等の日程について』何かご質問等ございますのでしょうか。

古野委員 日程につきましては了承いたしました。少し戻ってしまうのですが、8月
26日に行われました、大学生との意見交換会について出席出来ずに申し訳
ございませんでした。よろしければ、当日大学生からどのようなご発言があ
ったのか、印象的だったことでも構わないのですけど伺いたいと思いま
す。また、足立区選管として活かしていきたいことがありましたら併せてお
伺いできればと思います。

事務局長 今回文教大学の学生が5名、日本大学が1名、立正大学が1名の計7名が
参加され、新井委員にご対応いただきました。内容的には4点ございます。

1点目は、大学生は選挙に関する知識はありますが、自分の一票が選挙に
与える影響は小さいと思っている意見があった事が1つ目でございます。

2つ目はSNSの関係ですが、インスタグラムが情報連絡の中心となってい
て、X(旧Twitter)は全く使わないという状況でした。我々が主流と
して使っている媒体との差を感じた所でございます。また、情報を得る場合
はYouTubeから取っており、今回の都知事選挙でもYouTubeを観る中でポップ
アップされた物から、自分に合っている人がいれば投票行動に繋がること。

合っていない場合は、他の候補者のことについてわざわざ観には行かない
とのことで、自ら情報を取りに行くことは、なかなかしないと言うことでし
た。

3つ目は、友人同士で政治の話をするのは、彼らの言葉で言うと「ヤ
バイ」という印象がついてしまう。政治や宗教の話をするとう変な人だと思
われてしまうため、なかなか政治の話が出来ない状況であるとの事でした。

最後に投票所に行くことに気楽さがあっても良いのではないかとする意見
がありました。例えば、友達と一緒に「あそこにあるから一緒行こう」と言
うことが言えると投票に結びつくのではないかとことでした。

新井委員 大学構内にあったら良いですね。

古野委員 実際、構内に投票所を設けられている自治体もありますよね。

事務局長 はい。以上を受けまして、我々としてはYouTubeなど情報の出し方について改善点があると感じました。今まではX（旧Twitter）がメインでしたので、去年の区議区長選挙ではYoutubeを使って動画を出しましたが、不在者投票や期日前投票についてもYoutubeを使って周知することも検討しても良いかと思いました。また、選挙についてもっと気軽に出来るという事も併せて伝えることが出来れば、違ってくるのではないかと思います。

 インスタグラムについては、足立区公式の物が無いので、今後どうするかは検討になるかと思います。

 自分の1票では変わらないという意識については、主権者教育で小学校から高校まで取り組む中で段階を踏んでいく事で、1票の大切さをしっかりと意識付け出来ることやっていきたいと思います。8月26日の意見交換会については、テープ起こししておりますので、後日、皆様方にお送りさせていただきますと思います。

古野委員 ありがとうございます。

委員長 他に何かありますでしょうか。無いようですので、「その他」について何かございますでしょうか。

事務局長 事前にお配りしてございますけども、ホームページの修正案について前回いただいたご意見を網掛けにして反映させていただきましたので、ご覧いただき、何かございましたらご意見をお伺い出来ればと思います。

委員長 ありがとうございます。何かご意見などございますのでしょうか。

針谷委員 今のままだと、誰の文章か分からないと思います。例えば、13行目にある「足立区選挙管理委員会を開催し失職の手続きを進める必要があると考えております。」この文章は、誰の意志なのか分からないと思います。選挙管理委員会としては、失職手続きをするべきではないと判断しておりますので主語を明確にする必要はあるのではないかと思います。先ず（この案は）ホームページに載せることが前提だと認識していますが、合っていますか。

事務局長 はい、ホームページが失職の内容のままになっている事からスタートになっております。

針谷委員 譲歩すれば、足立区選挙管理委員会を開催し失職の手続きを進める必要があるとの指摘を受けました。とあれば曖昧にならないと思います。一方、選挙管理委員会としては慎重な判断を要することから決定すべきでない発言があり（選挙権の有無の決定について）今は行わないと決定しました。であれ

ば良いのではないかと思います。選挙管理委員会として掲載するので指摘があったことについては否定しませんが、失職の手続きを進める必要があると入れてしまうと主旨が変わってしまうのではないかと思います。

新井委員 このままで行くと、事務局と委員会で考え方の対立構造が出ておりますので、区民の方から見るとあまり喜ばしいものではないかと思います。また、一方の後にある文章で、要望書のことがありますが、予算委員会の中で各区議会議員からも指摘があったことも追加して入れても良いのではないかと思います。

針谷委員 7行目にある「古野香織氏は、資格要件を満たさないことが判明しました。」ここについても、ハッキリ主張しているので、ここも満たさないと言う指摘があった。とするのであれば良いと思います。

古野委員 日付につきまして、5月21日に足立区転入しておりますので、「資格要件を満たさないことが判明しました」の前に、「当時は」と入れても良いのではないかと思います。現在が（選挙人）名簿に掲載されているため、そこにズレが発生してしまうので、今（足立区に）移っていない風に見られてしまうのではないかと思います。もし、文章を入れる場合には、「当時資格要件を満たしていなかった」としても良いのではないかと思います。

管理係長 私が口を挟むことではないかと思います。古野委員がおっしゃっていた事後に住所を移したと言うことは、以前にもご質問をいただいていた、議会で選挙をされる時点で、どこに住所があったか、という事が争いであって、その後、足立区に転入されてそれが何か変わるというお話ではないかと思います。時期を明示しても、その事実は変わらない、と言うご説明は既に古野委員にさせていただいている所だと思います。事後に名簿に載っていれば良いという事であれば、そもそもの制度自体の話にならないと思います。

委員長 私としては、最後にある「選挙権の有無の決定について今は行わないと決定いたしました。詳細につきましては、議事録をご覧ください。」とありますが、その前に、古野香織氏は5月21日から足立区へ住所を移動しております。という文言を入れても良いかと思います。

針谷委員 事実ではありますので入れるのであればそれは良いかと思います。ただし、管理係長のおっしゃったように論点ズラシに繋がるような問題がありますと、付け込まれてしまう恐れはあるかと思います。

管理係長 針谷委員のおっしゃる通り、かえって入れない方が個人的には良いかと思っています。

針谷委員 私も入れない方が良いかと思っています。もう1つは赤い網掛けの文章で選出してくれた区議会からの意見書で、より慎重な判断を要するとしているので、選挙管理委員会として古野委員の失職を求めるべきでないという、選挙管理委員会としての意思を入れるべきだと思います。

新井委員 加えますと、芦川委員長の出方待ちという文章がありますが、主体性が無いため、ここも変えた方が良いのではないかと思います。また、なぜ古野委員を失職させないかと言うことについて、法的な裏付けも併せて入れる必要があるかと思っています。

針谷委員 地方自治法等にある法の矛盾点を書かないといけないと思います。我々の主張はそこにありますので。最後は司法の判断を待つべきであるというは入れても良いと思います。いずれにしても出方待ちだと、新井委員のご指摘の通り突っ込まれる可能性があるかと思っていますので、一度考え直していただければと思います。

委員長 それでは、お願い出来ますでしょうか。

事務局長 ご意見をいただいたので、全面改訂になるかと思いますがお時間をいただければと思います。他に何かご意見はございますでしょうか。

新井委員 この間の委員会でもお話しいたしましたが、私達4人で法的に確認をする機会を設けることがあっても良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

針谷委員 この問題とは別に、選挙管理委員会の仕事の在り方として弁護士を呼んで、話し合うと言う別の角度もあるかと思っています。若者の投票率を上げる事を含めて。この問題と併せてやると、また違った論点が出てきてしまうので、これはこれで局長の言った通り、案文を事務局に作ってもらい、我々委員の意見が反映されている文書を確認してホームページは終わらせることが必要かと思っています。それとは別に、新井委員のおっしゃる通り、公職選挙法について今回の都知事選挙で法の穴を突いたような行動に対して、選挙管理委員会として精緻な勉強をした方が良いのではないかと思います。

新井委員 また、ホームページに事務局と委員会との対立構造を書くことは、一般市民がご覧になった時に印象が良くないのではないのでしょうか。

針谷委員 事務局と委員会との対立構造でない全面改訂と言っておりますので、そういう文章にしてもらうことになるかと思います。

事務局長 事務局のミスでこう言う事態を引き起こしてしまったというのは、事実としてないといけないかなと思っています。ただし、ボタンの掛け違いをしてしまった前段の経緯が無ければ、そもそも何だったのか分からなくなってしまうのではないかと思います。

針谷委員 まとめますと、「資格が無いと判明した」とか「失職の手続きを進める必要がある」と言う文言について変えること。それから選挙管理委員会としての意志をここに入れること、以上2つが変えるべき点だと思います。

事務局長 前段部分をどうするか難しいですが、ご趣旨は承りました。

委員長 今回時間は少しあるかと思いますが、お願いできればと思います。それでは、他に「その他」についてございますでしょうか。

事務局長 去年の区議選挙で立候補出来なかった方が、立候補自由権行使の妨害阻止請求事件とのことで、訴訟を受けておりました。8月29日に判決が出されまして、原告の主旨については、足立区に対して4億4千万円を支払うよう請求してきました、議員になっていたら得たであろう報酬4千万円に4億円の慰謝料とのことでした。また、謝罪として今回の訴状全文を広報誌に載せるとのご趣旨でしたが、後程文章をお送りいたしますが、我々の主張は全て通りまして、被告側の全面勝訴となりましたのでご報告いたします。

新井委員 告示日に立候補届を出して受付をしなかった方ですか。

管理係長 受付をしなかった訳ではなく、事前審査の際にご自身の戸籍名ではない名前で立候補を求められておりまして、その名前での活動というのが足立区で広く有権者の方に認知されているかという事が今回の争いとなりました。裁判所の判断といたしましては、認知されていないとのことでした。4月に名前を考え、5月の選挙でそれで出たいとのご要望でしたので、色々活動をされているという根拠になるものを求めたのですが、立候補の時点で応じていただけなかった。戸籍名で出ることは妨げることは出来ないの確認をしたところ、既に出たいと言っている名前で準備しているので、間に合わないので立候補の届出が出なかったとのことでした。

針谷委員 判例では、Youtuberであればチャンネル登録者数や一定のアクセス数など活動の確認が出来るもの、書籍であれば本について証拠を出すことが判例であります、その方は何も無かったということですか。

事務局長 その方が用意されたのは、ご自身でお作りになられたチラシがありました。通称名でチラシを作っておりますので、これが証拠であるとの事でした。ただし、このチラシによって足立区で広く認知されているかと言う問いかけについては、そうではないとの事でしたので、我々はお受け出来ないとの事で、裁判所についてもそれを認めた形となっております。

針谷委員 分かりました。

委員長 ありがとうございます。他に質問が無いようですので、それでは第17回足立区選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

終了時刻 午前10時48分